

生産者補給金交付契約申込書

公益社団法人北海道畜産物価格安定基金協会 代表理事会長 殿

貴協会の肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程(以下「業務規程」という。)及び生産者補給金交付契約約款の内容を了知の上、生産者補給金交付契約を締結したく、下記のとおり必要書類を添えて申し込みます。

記

1 肉用子牛の生産者情報

申請年月日		令和 年 月 日		契約番号				
肉用子牛の生産者	個人・法人の別 フリガナ		☐ 個人 ☐ 法人					
	申込者の 氏名又は法人名							
	フリガナ							
	代表者氏名 (法人のみ)							
	住所		(〒 —) 都道府県 市区町村					
	電話		— — —		FAX	— — —		
	携帯電話等		— — —		Email			
	代理人	氏名						
		住所						
	生産者補給金の 受取口座の 名称等		金融機関				支店名	
		口座の種類		口座番号		口座名義	(カカナで記入)	
経営形態		☐ 繁殖 ☐ 酪農 ☐ 一貫 ☐ 哺育						
事務委託先の 名称		生産者補給金交付契約申込書等の提出経由先						
法人の概要	法人の種類※1		☐ 農業協同組合		☐ 農業協同組合連合会		☐ 農事組合法人	
			☐ 生産森林組合		☐ 持分会社(合名・合資・合同)※2		☐ 株式会社※2	
			☐ 有限会社※2		☐ 市町村		☐ その他()	
	※2 会社(合名・合資・合同・株式・有限)の場合は、以下を記入してください。							
	資本の額又は 出資の総額		円		常時使用する 従業員の数		人	農地所有適格法人への該当 ☐
	株主等の構成		☐ 株主等に法人が含まれる(以下を記入し必要書類を添付) ☐ 株主等に法人が含まれない					
	法人格を有する 株主等の 名称・議決権の 構成割合		1 (%)		6 (%)			
			2 (%)		7 (%)			
			3 (%)		8 (%)			
			4 (%)		9 (%)			
5 (%)			10 (%)					
		株主等のうち、以下に掲げる法人の有無 有【 ☐ 】(注)「有」の場合、別添に株主等の概要を記載 〔 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員が300人を超える会社(※3)又はその会社の所有に属する会社(子会社) 〕						
指定協会・事務 委託先記入欄		指定協会・事務委託先は、「有」に✓が付されている場合、契約申込者の株主等について以下のとおり確認すること。 ☐ 議決権の1/2以上が同一の※3に掲げる会社の所有に属していないことを確認した。 ☐ 議決権の2/3以上が※3に掲げる会社の所有に属していないことを確認した。						

※1 法人の種類に応じて添付書類を提出してください。(別紙「交付契約申込に必要な提出書類等」参照)

2 肉用子牛の飼養(予定)場所の所在地、名称等

	都道府県	農場名・住所
	☐	1の住所と同じ(以下表は記入不要)
①		
②		
③		
④		
⑤		

3 同意・確認事項

契約生産者の要件等			確認欄
①	全ての申込者	「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」(令和6年12月20日付け6環バ第278号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知)に示されたひな形を基にしたチェックシートを契約申込時に作成、提出すること等により、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めること。	
②		業務規程第8条第2項の規定により契約を解除されてから2年を経過しない者でないこと。	
③		業務規程第30条の規定に基づく生産者補給金の返還を完了していない者でないこと。	
④		肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年12月22日法律第98号)その他関係法令に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者でないこと。	
⑤		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。	
⑥	法人	肉用子牛の生産を肉用牛経営として行っていること、又は生産した肉用子牛を肉用牛経営を行う者に譲り渡す事業を行っていること。	
⑦		【会社の場合】 資本金の額若しくは出資総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの(※)でないこと(農地所有適格法人を除く。) 総株主若しくは総出資者の議決権の1/2以上が同一の※で示す会社の所有に属していないこと、又は、2/3以上が※で示す会社の所有に属していないこと。	
⑧		【農地所有適格法人の場合】 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であること。	
⑨		年1回以上、法人の概要に関する調査・報告に協力すること。	

契約申込に当たっての確認事項		確認欄
⑩	肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程等の関係規程に基づき、当該補給金の交付等の円滑な実施に努めることとし、違反した場合や虚偽の申請をした場合は、契約を解除されることがあること。	
⑪	上記の契約生産者の要件等を満たさないことが明らかになった場合には、速やかに指定協会に報告すること。また、この場合には、交付契約の解除を受けるとともに補給金（積立金からの支払を含む。以下同じ。）の交付がされないこと及び既に交付した補給金の一部若しくは全部を返還する場合があること。	
⑫	契約解除を申し出た場合及び契約解除となった場合には、補給金の交付がされないこと。また、契約解除となった場合には、納付済みの負担金は返還されないこと。	
⑬	生産者の要件を満たしていることの確認に必要な書類（登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、株主構成に関する書類、農業経営規程など）は、指定協会の求めに応じ、遅延なく提出すること。	

その他同意事項			確認欄
⑭	指定協会が示した生産者補給金交付契約約款を契約の内容とすることに同意します。		
⑮	肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の実施により得られる申込者(及び代理人)の個人情報、下記のとおり取り扱われます。 (1)個人情報の利用目的 肉用子牛生産者補給金制度における生産者補給金交付業務、生産者積立金管理業務及び本制度に係る業務の管理・運用に利用する。 (2)共同利用する者の範囲 a農林水産省、b独立行政法人農畜産業振興機構、c一般社団法人全国肉用牛振興基金協会、d都道府県※、e公益社団法人北海道畜産物価格安定基金協会及びfその事務委託先※、g独立行政法人家畜改良センター ※契約申込者が属する組織に限る。 (3)共同利用するデータ項目 本交付契約申込書に記載の事項(契約番号、氏名、住所、電話番号、受取口座等) 本制度の実施状況(個体登録状況、生産者補給金の交付状況等) (4)個人情報の管理者 ア 公益社団法人北海道畜産物価格安定基金協会 北海道札幌市中央区北4条西1丁目共済ビル4F イ ウ 独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部肉用子牛課 東京都港区麻布台二丁目2番1号		
⑯	独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程に基づき、⑮の(2)のb(機構)、e(指定協会)、f(事務委託先)が、肉用子牛生産者補給金制度の業務に利用する目的で、牛個体識別全国データベース(トレサ)における申込者の情報を取得することに同意します。		

申込者氏名又は法人名